

# 『金融研究』（第24巻第2号）所収論文の紹介

日本銀行金融研究所では、その研究成果を広く外部に公表することを狙いとして、『金融研究』<sup>(注1)</sup>を発行している。以下は、第24巻第2号（平成17年7月発行）所収論文<sup>(注2)</sup>の要約を紹介したものである。

## 第7回情報セキュリティ・シンポジウム 「金融業界における情報システムの脆弱性検知と情報共有」の模様

本稿は、日本銀行金融研究所が平成17年3月29日に「金融業界における情報システムの脆弱性検知と情報共有」をテーマとして開催した第7回情報セキュリティ・シンポジウムの模様を紹介するものである。

現在の金融業界の情報システムは、コンピュータ・ウィルスから、フィッシング詐欺、個人情報漏洩、偽造キャッシュカードによる不正預金引出しに至るまで、さまざまな脅威にさらされている。重要インフラの1つである金融業界には、こうした脅威の原因となっているシステムの脆弱性を的確に検知し、これを是正することが求められている。

今回のシンポジウムでは、まず、金融業界の情報システムにおける脆弱性とその対応状況について説明し、問題提起を行った。そのうえで、こうした脆弱性の具体例として、生体認証技術やデジタル署名の長期利用技術に関する最近の研究成果を報告するとともに、今後、金融業界

がこうした問題に適切に対処していくために脆弱性検知や情報共有をどのように進めていくべきかについて議論した。

シンポジウムは、開会挨拶、キーノート・スピーチ、2件の研究発表、パネル・ディスカッション、総括コメントによって構成された。フロアには金融業務における情報セキュリティ対策を担当している金融機関関係者のほか、暗号学者、金融業務と情報セキュリティ技術に關係の深い官庁関係者、電機メーカーの研究開発部門・標準化部門の実務家や技術者約150名の参加を得た。

## 金融業界における情報システムの脆弱性検知と情報共有

岩下直行

ネットワークを経由して提供される金融サービスが一般的なものとなるにつれて、金融業界にとって、情報システムのセキュリティ対策がますます重要な課題となってきている。金融業界の情報システムは、偽造キャッシュカードによる不正預金引出しから、フィッシング詐欺、

(注1) 『金融研究』所収論文の内容や意見は執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。なお、『金融研究』第24巻第2号（定価1,050円）は、ときわ総合サービス（株）より販売されている（詳しくは、巻末の「刊行物一覧」を参照されたい）。

(注2) 所収論文は、日本銀行金融研究所ホームページ（<http://www.imes.boj.or.jp/>）「発表論文等」コーナーにも掲載されている。

インターネット・バンキングの不正取引に至るまで、さまざまな脅威にさらされている。金融業界にとって、こうした脅威の原因となっているシステムの脆弱性を正確かつタイムリーに検知し、その是正に戦略的に対応していくことが必要となってきている。金融業界全体の問題として、脆弱性の検知とその情報共有のための体制整備に向けた話し合いを始めるべき時期に来ていると考えられる。

本稿では、金融業界において、情報システムの脆弱性を早期に検知したうえで、その情報を業界内で適切に共有していくために、どのような対応が考えられるかについて検討する。

## 生体認証システムにおける脆弱性について：

身体的特徴の偽造に関する脆弱性を中心

宇根正志／松本 勉

生体認証技術は、指紋や虹彩等の個人特有の生体情報を利用して個人を自動的に認証する技術であり、パスポートをはじめとして幅広い分野において採用されつつある。金融分野においても、銀行窓口やATMでの取引における顧客の本人確認の手段として生体認証技術の導入に踏み切る動きが一部の銀行においてみられている。

生体認証技術の活用の裾野が広がる中で、同技術を実現するシステム（生体認証システム）のセキュリティの確保・維持が一層大きな課題となっている。特に、市販の指紋照合装置や虹彩照合装置の一部において、物理的に偽造された生体情報を誤って受け入れてしまうという脆弱性が存在することを示唆する研究成果が発表されていることから、こうした脆弱性の評価や対策に関する十分な検討が必要となってきている。また、生体認証システムを長期的に運用し

ていく際には、現時点で顕現化していない未知の脆弱性が将来顕現化することも想定し、そうしたケースに適切かつ迅速に対応するための体制整備についても検討しておくことが求められる。

本稿では、生体認証システムの脆弱性に焦点を当てて、身体的特徴の偽造の脆弱性に関する代表的な研究事例を紹介するとともに、こうした脆弱性に対応するためにどのような検討が必要かに関して考察を行う。

## ワークショップ「中央銀行の財務報告のあり方」の模様

日本銀行金融研究所では、会計および中央銀行制度に関する研究の一環として、2005年3月2日、「中央銀行の財務報告のあり方」をテーマにワークショップ（座長：植田和男・日本銀行審議委員〈現、東京大学大学院経済学研究科教授〉）を開催した。

本ワークショップは、企業会計でも公会計でも測りきれないとみられる日本銀行の会計について考えていく出発点として、日本銀行そのものに焦点を当てるのではなく、類似の先行研究が少ない中で、各国の中央銀行の財務報告に共通する原理・原則を抽出することを目的に開催された。また、中央銀行のあり様や位置づけは国によって大きく異なっており、それが財務報告にも反映されていると考えられるとの問題意識から、実際に観察される各国中央銀行の財務報告における多様性の源泉を探ることをも期待された。

こうした中央銀行の会計あるいは財務報告のあり方をめぐる問題は、会計学のみならず、経済学・財政学、法律学という幅広い知見が要求されるテーマである。そこで本ワークショップでは、さまざまな専門領域の先生方の参加を得た。

本稿では、本ワークショップにおける報告、指定討論者によるコメント、参加者による全体討論等の概要を紹介する。

## 中央銀行の財務報告の目的・意義と会計処理をめぐる論点

古市峰子／森 耕

本稿は、中央銀行の財務報告を、国民とりわけ市場参加者に対する情報提供手段の1つとして捉える。そのうえで、物価の安定および金融システムの安定という公的な使命を主に資産の売買を通じて達成するという中央銀行の特徴、および、主要中央銀行の財務報告の実際に照らし、中央銀行の財務報告や会計処理のあり方を

考えるための論点整理を試みるものである。

具体的には、中央銀行の財務報告の目的・意義について、従来から重要視されている公的資源の適切な管理・運用に関する評価という視点に加え、国民、特に市場参加者に対して、政策の事後的検証および将来の遂行可能な範囲の予見に資する情報を提供するという視点が重要であることを述べる。そのうえで、こうした視点からは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および予算・決算書の作成が有用であることを指摘する。最後に、個別の会計処理のケース・スタディとして、金融調節の結果あるいはその遂行のために保有する有価証券の評価方法について検討する。